



【パブリックコメント参考資料】

## 「箕面市手話言語条例」及び「箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例」の制定検討にかかる経緯について

箕面市では、障害者の意思疎通支援策として、従前から手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、市広報紙等の点字版・音声版による提供などの取組を進めてきましたが、より幅広く、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境づくりを進め、誰もが暮らしやすい地域社会をめざすため、市条例制定を検討することとしました。

このため、平成28年度から箕面市障害者市民施策推進協議会に専門部会を設け、障害当事者及び関係者・関係団体による検討を進めてきました。

平成29年度には、「(仮称)手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例」(素案)をとりまとめ、パブリックコメントを実施しましたが、素案に対する意見として、「条例を2本化して、手話に関する条例と、情報コミュニケーション全般に関する条例に分けるべき」「条例の表現がわかりにくい」「内容が不十分」等の意見が多数寄せられました。

このため、平成30年度以降、箕面市障害者市民施策推進協議会の専門部会における議論を継続した結果、最終的に2本の条例に分ける方針となり、意見交換を重ねた結果、今般、「箕面市手話言語条例」(素案)及び「箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例」(素案)をとりまとめ、パブリックコメントを行うこととしたものです。